

自主的避難等対象区域（福島市）に原発事故当時居住していた申立人ら（大人3名）について、避難のために別居していた申立外祖母を移動させ合流するなど避難活動を進めていたところ、避難活動開始後に申立外の祖母の認知症が悪化し、その介護を余儀なくされたことから、申立人母の精神的損害（増額分）として一時金6万円が賠償されたほか、放射線線量計の購入費用が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及びX2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金183,900円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年11月20日

(仲介委員 櫻井 滋規)

(別紙)

平成〇〇年(東)第〇号 申立人X1ほか2名

項目	請求期間	金額
精神的損害(増額分)	平成 23 年 3 月 11 日から 同年 5 月末日まで	60,000
ガイガーカウンター購入費用	平成 23 年 9 月 28 日	123,900
合計		183,900